## 都市公園での撮影に係る遵守事項について

京都府京都土木事務所

都市公園での撮影にあたっては、下記事項を遵守してください。

記

1 公園内での撮影について
□撮影のために公園を排他独占的に使用することは認めていません。他の公園
利用者とトラブルにならないよう、譲り合って使用してください。
□テント等を公園内に設置する場合は、別途許可が必要となります。(有料)
雨天等に使用する場合も含め、事前にその旨、申し出てください。
□許可を受けた機材や設置物以外の持ち込みは禁止しています。
□撮影後は、清掃・ごみの持ち帰り等により撮影前の状態に、周辺を原状回復してください。
□航空局の飛行許可を取得した場合でも、公園内でのドローンを使用した撮影
は認めておりません。
2 自動車・バイクの乗り入れについて
□自動車の公園内への乗り入れは原則禁止されており、資材の搬入・搬出の場合
に限り認めています。 <u>乗り入れる場合は必ず事前に許可を得てください。</u>
□公園内へのバイクの乗り入れは認めておりません。
□運転者に、車両乗入承諾書に記載の注意事項を説明し、運転者が理解したこと
を確認のうえ、各項目にチェックを入れて、運転者に署名いただくようお願い
します。
口車両乗入承認書は、フロントガラス又はその付近の外から見えやすい場所に
掲示してください。
□車両は資材の搬出・搬入が終われば、速やかに退去願います。(駐車場として の使用は不可)
□公園内進入路の車止めの開閉にあたっては、自動車の出入りの都度施錠して
ください。

## 3 その他

- □撮影現地では、当所職員等の指示に従ってください。
- □都市公園法及び府立都市公園条例の他、関係法令(河川法、道路交通法等) 等を遵守してください。
- □公園の施設・樹木等を損傷させた場合は、ただちに、当土木事務所に連絡願います。
- □虚偽の申請や許可条件、注意事項が遵守されない等、悪質な行為があった場合は、当該許可を取り消し、今後の使用を認めない場合があります。